


監査報告書


平成24年6月18日

国立大学法人北見工業大学

学長 鮎田耕一 殿

国立大学法人北見工業大学

監事 前 晋爾 

監事 高松 謹也 

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項および国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定にもとづき、国立大学法人北見工業大学の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第8期事業年度の業務及び財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）、利益の処分に関する書類(案)、決算報告書及び事業報告書について監査を行った結果、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監事は、国立大学法人北見工業大学監事監査規程等諸規程及び当期監査計画にもとづき、役員会、経営協議会、教育研究評議会等重要な会議に出席するほか、役員(監事を除く。以下同じ)等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類、契約書類を閲覧し法人の業務および財産の状況について調査いたしました。

さらに、会計監査人である新日本有限責任監査法人から報告、説明を受け、財務諸表、利益の処分に関する書類(案)、決算報告書及び事業報告書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人である新日本有限責任監査法人の財務諸表、利益の処分に関する書類(案)及び決算報告書にかかる監査方法および監査結果は相当であると認めます。
- (2) 事業報告書は、国立大学法人北見工業大学の業務運営の状況を適正に示しているものと認めます。
- (3) 役員職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは規則に違反する重要な事実は認められません。

以上

＜準用通則法が要求する利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する意見＞
当監査法人は、準用通則法第39条の規定に基づき、国立大学法人北見工業大学の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第8期事業年度の利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書について監査を行った。

利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する学長の責任
学長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること及び予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任
会計監査人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか及び決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から意見を表明することにある。

準用通則法が要求する利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する監査意見
当監査法人の監査意見は次のとおりである。
(1) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
(2) 決算報告書は、学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

＜事業報告書に対する報告＞
当監査法人は、準用通則法第39条の規定に基づき、国立大学法人北見工業大学の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第8期事業年度の事業報告書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

事業報告書に対する報告
当監査法人は、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が国立大学法人北見工業大学の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。

利害関係
国立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上